

訴え提起その他の手数料に関する資料

- 各種申立ての手数料 1
- 民事訴訟等に関する申立てのうち、手数料額が定額のもの --- 2
- 訴え提起の手数料額（訴訟の目的の価額 300 万円まで 3
- 平成 14 年度訴訟事件印紙収入見積額積算表 6
- 登録免許税の納付方法に関する法令 9

各種申立ての手数料

民事訴訟費用等に関する法律別表第1

項	申立て等の種類	現行手数料			最終改正	
		(最低額)	手数料率	改正前	改正前	改正前
1	訴えの提起	(最低額)	(500円)		(昭和46年)	(100円)
		～30万円	5万円ごと 500円	1%	昭和46年 (～10万円, 1万円ごと100円)	1%
		～100万円	5万円ごと 400円	0.8%	昭和55年	0.7%
		～300万円	10万円ごと 700円	0.7%	昭和55年	0.5%
		～1,000万円	20万円ごと 1,000円	0.5%	平成4年 (昭和55年) (10万円ごと500円)	0.5%
		～1億円	25万円ごと 1,000円	0.4%	平成4年	0.5%
		～10億円	100万円ごと 3,000円	0.3%	平成4年	0.5%
		10億円超	500万円ごと 1万円	0.2%	平成4年	0.5%
8	再審の訴えの提起	簡裁	1,500円		昭和55年	500円
		簡裁以外	3,000円		昭和55年	1,000円
9	和解の申立て		1,500円		昭和55年	500円
11	不動産の強制競売の申立て等		3,000円		昭和55年	1,000円
11の2	保全命令の申立て等		1,500円		昭和55年	500円
12	破産の申立て(債権者申立て), 再生手続開始の申立て等		1万円		昭和55年	3,000円
13	借地非訟事件の申立て等	(最低額)	(200円)		(昭和46年)	(40円)
		～30万円	5万円ごと 200円	0.4%	昭和46年 (～10万円, 1万円ごと40円)	0.4%
		～100万円	10万円ごと 350円	0.35%	昭和55年	0.3%
		～300万円	10万円ごと 300円	0.3%	昭和55年	0.2%
		～1,000万円	20万円ごと 400円	0.2%	平成4年 (昭和55年) (10万円ごと200円)	0.2%
		～1億円	25万円ごと 400円	0.16%	平成4年	0.2%
		～10億円	100万円ごと 1,200円	0.12%	平成4年	0.2%
		10億円超	500万円ごと 4,000円	0.08%	平成4年	0.2%
14	民事調停法による調停の申立て	(最低額)	(300円)		(昭和46年)	(60円)
		～30万円	5万円ごと 300円	0.6%	昭和46年 (～10万円, 1万円ごと60円)	0.6%
		～100万円	5万円ごと 250円	0.5%	昭和55年	0.4%
		～300万円	10万円ごと 400円	0.4%	昭和55年	0.2%
		～1,000万円	20万円ごと 400円	0.2%	平成4年 (昭和55年) (10万円ごと200円)	0.2%
		～1億円	25万円ごと 400円	0.16%	平成4年	0.2%
		～10億円	100万円ごと 1,200円	0.12%	平成4年	0.2%
		10億円超	500万円ごと 4,000円	0.08%	平成4年	0.2%
15	乙類審判, 家事調停の申立て		900円		昭和55年	300円
16	裁判所の裁判を求める申立てで, 基本となる手続が開始されるもの (公示催告の申立て, 破産の申立 て(自己破産)等)		600円		昭和55年	200円
17	中間的, 付随的申立て(訴えの提 起前における証拠保全の申立て, 破産法の規定による免責の申立 て等)		300円		昭和55年	100円
18(4)	抗告の提起, 抗告の許可の申立て		600円		昭和55年	200円
19	準再審の申立て		900円		昭和55年	300円

※ 控訴の提起→訴えの提起の1.5倍, 上告の提起等→訴えの提起の2倍, 支払督促→訴えの提起の2分の1

民事訴訟等に関する申立てのうち、手数料額が定額のもの

手数料額	申 立 て 等 の 種 類	※										
300円	中間的、付随的申立て <small>特別代理人選任の申立て、許可代理の申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、閲覧制限の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、手形判決に対する異議申立て、少額訴訟判決に対する異議申立て、執行異議の申立て、強制執行の停止等の申立て、配当要求、売却のための保全処分等の申立て、地代等の代払い許可の申立て、不動産の引渡命令の申立て、保全異議の申立て、保全取消しの申立て、補助参加の申出、破産法の規定による免責の申立て等</small>	17										
600円	裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">公示催告の申立て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仲裁人のすることができない行為についての管轄裁判所の協力の申立て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て</td> <td>裁判上の代位の申請、検査役選任の申請、清算人選任等の請求、重要書類保存者選任の請求等</td> </tr> <tr> <td>甲類事項の家事審判の申立て</td> <td>子の氏の変更許可、相続放棄、名の変更の許可、後見人の選任、養子縁組の許可等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>破産の申立て（自己破産）等</td> </tr> </table>	公示催告の申立て		仲裁人のすることができない行為についての管轄裁判所の協力の申立て		非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て	裁判上の代位の申請、検査役選任の申請、清算人選任等の請求、重要書類保存者選任の請求等	甲類事項の家事審判の申立て	子の氏の変更許可、相続放棄、名の変更の許可、後見人の選任、養子縁組の許可等	その他	破産の申立て（自己破産）等	16
公示催告の申立て												
仲裁人のすることができない行為についての管轄裁判所の協力の申立て												
非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て	裁判上の代位の申請、検査役選任の申請、清算人選任等の請求、重要書類保存者選任の請求等											
甲類事項の家事審判の申立て	子の氏の変更許可、相続放棄、名の変更の許可、後見人の選任、養子縁組の許可等											
その他	破産の申立て（自己破産）等											
	抗告の提起、抗告の許可の申立て（授權決定を求める申立て等、保全命令の申立て、行政処分の執行停止の申立て、仮登記仮処分命令等の申請、借地非訟事件の申立て等についての裁判に対するもの及び保全抗告を除く。）	18(4)										
900円	乙類事項の家事審判の申立て <small>親権者の変更、養育料の請求、婚姻費用の分担、遺産分割等</small> 家事調停の申立て 準再審の申立て	15 19										
1,500円	再審の申立て（簡裁）	8										
	和解の申立て	9										
	授權決定を求める申立て等、保全命令の申立て、行政処分の執行停止等の申立て、仮登記仮処分命令等の申請	11の2										
3,000円	再審の申立て（簡裁以外）	8										
	不動産の強制競売の申立て、担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立て等	11										
10,000円	破産の申立て（債権者申立て）、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て等	12										

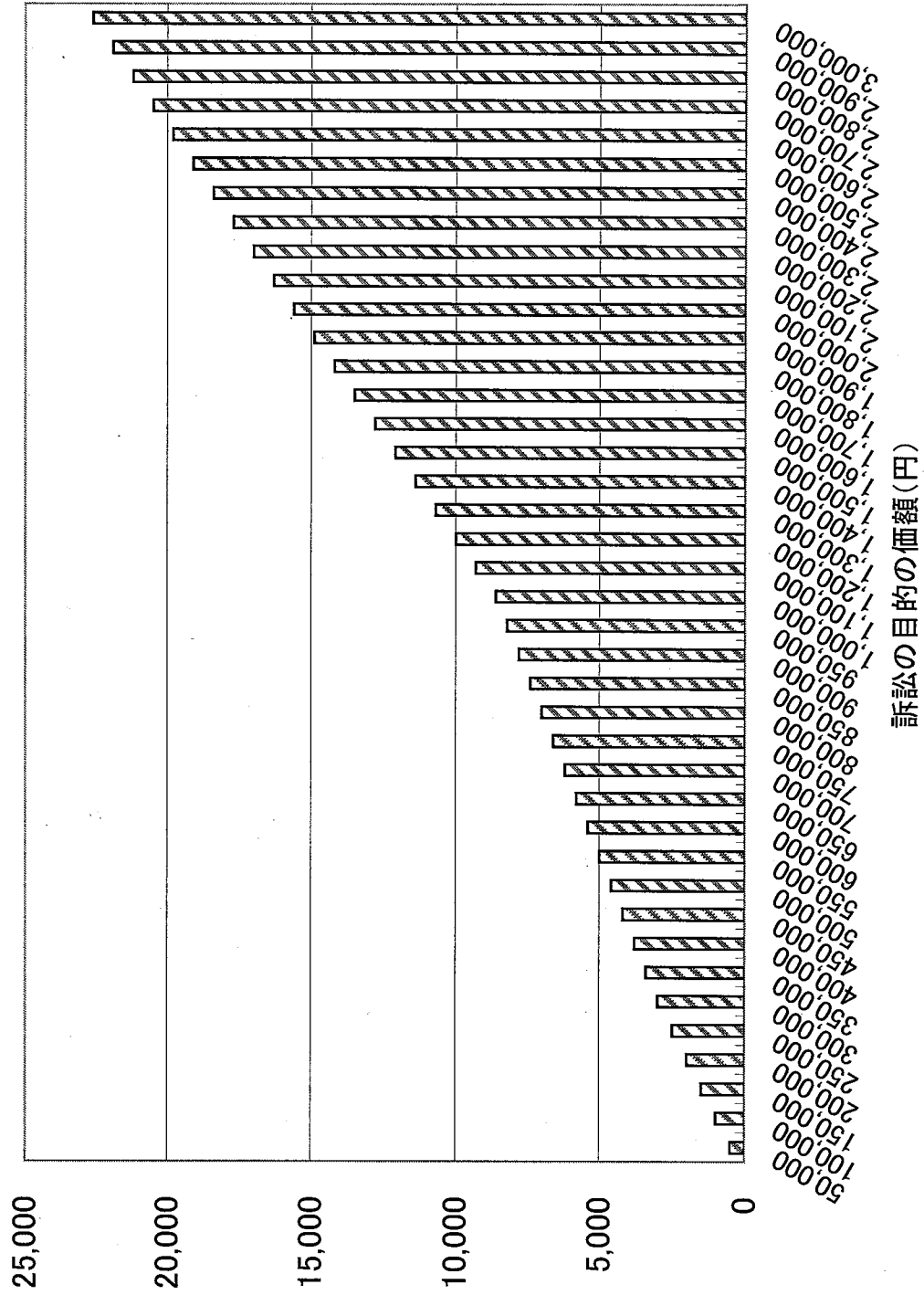
※ 民事訴訟費用等に関する法律別表第1の項

訴え提起の手数料額(訴訟の目的の価額300万円まで)

訴え提起の手数料		訴訟の目的の価額 (円)	手数料額 (円)
訴訟の目的の価額が 30万円まで	5万円までごとに 500円	50,000	500
		100,000	1,000
		150,000	1,500
		200,000	2,000
		250,000	2,500
		300,000	3,000
訴訟の目的の価額が 30万円を超え 100万円まで	5万円までごとに 400円	350,000	3,400
		400,000	3,800
		450,000	4,200
		500,000	4,600
		550,000	5,000
		600,000	5,400
		650,000	5,800
		700,000	6,200
		750,000	6,600
		800,000	7,000
		850,000	7,400
		900,000	7,800
		950,000	8,200
		1,000,000	8,600
訴訟の目的の価額が 100万円を超え 300万円まで	10万円までごとに 700円	1,100,000	9,300
		1,200,000	10,000
		1,300,000	10,700
		1,400,000	11,400
		1,500,000	12,100
		1,600,000	12,800
		1,700,000	13,500
		1,800,000	14,200
		1,900,000	14,900
		2,000,000	15,600
		2,100,000	16,300
		2,200,000	17,000
		2,300,000	17,700
		2,400,000	18,400
		2,500,000	19,100
		2,600,000	19,800
		2,700,000	20,500
2,800,000	21,200		
2,900,000	21,900		
3,000,000	22,600		

訴え提起の手数料額(訴訟の目的の価額300万円まで)

手数料額(円)



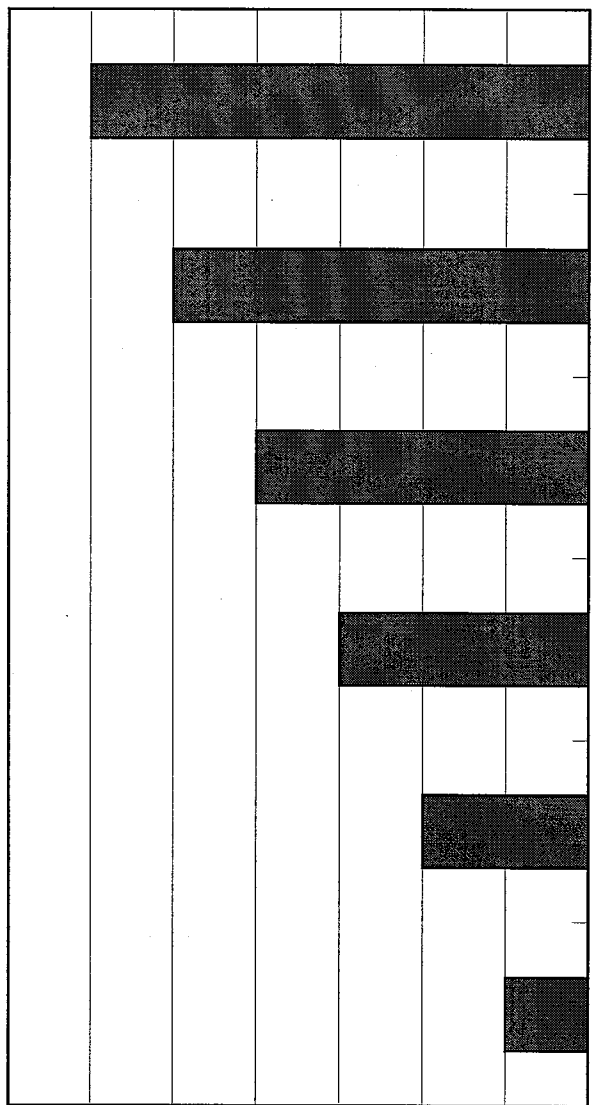
■ 手数料額

訴訟の目的の価額(円)

訴え提起の手数料額(訴訟の目的の価額30万円まで)

手数料額(円)

3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0



■ 手数料額

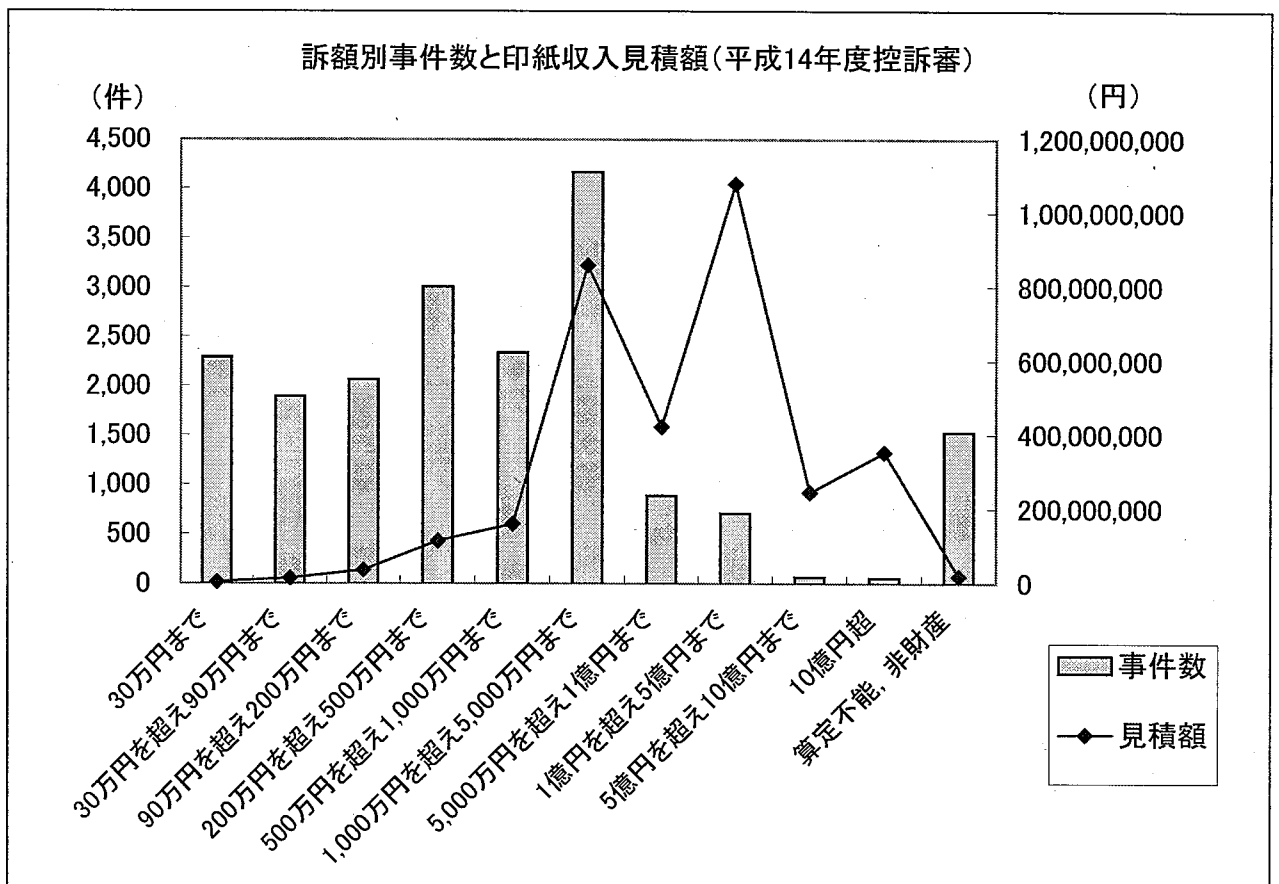
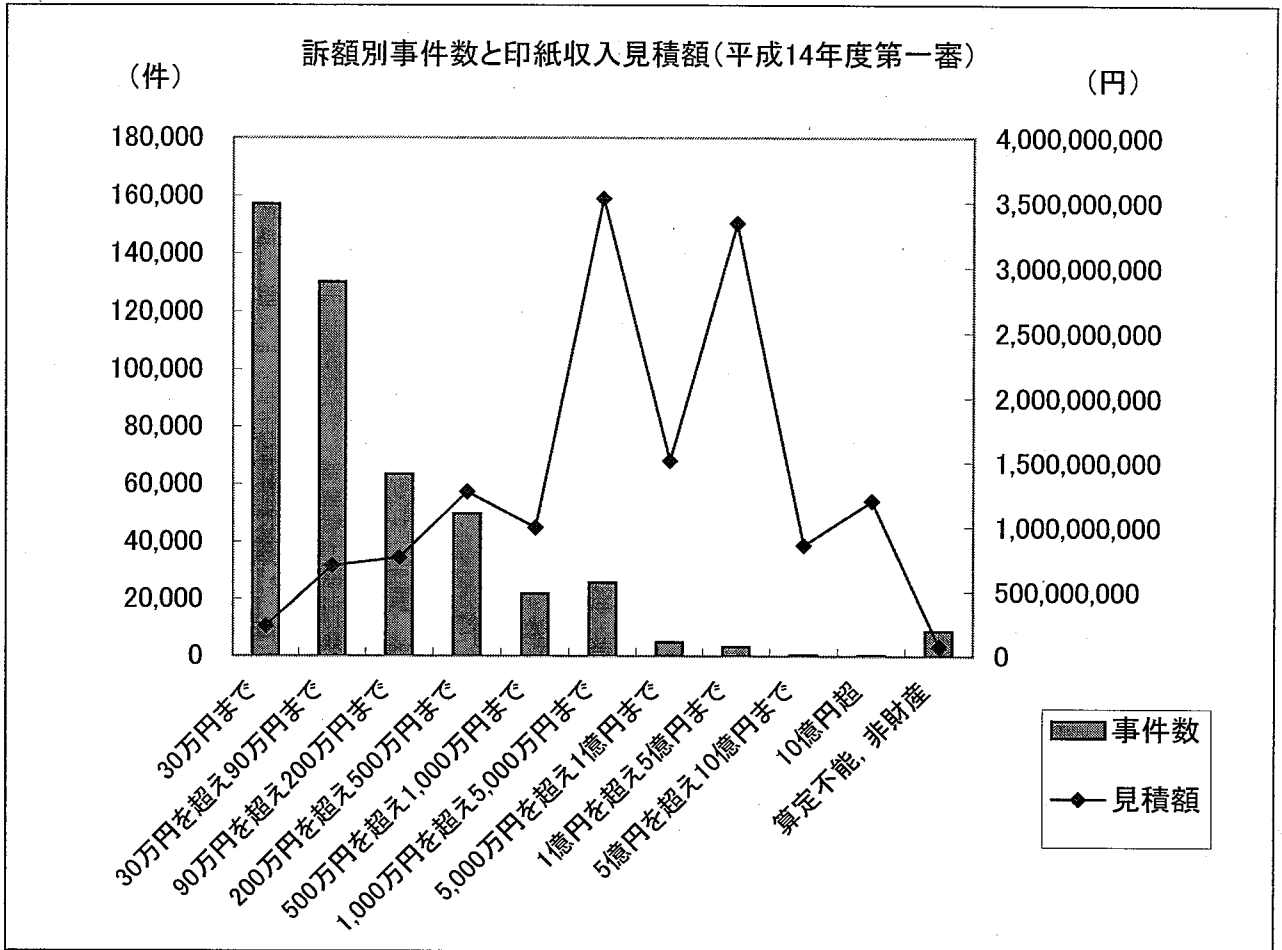
50,000
100,000
150,000
200,000
250,000
300,000

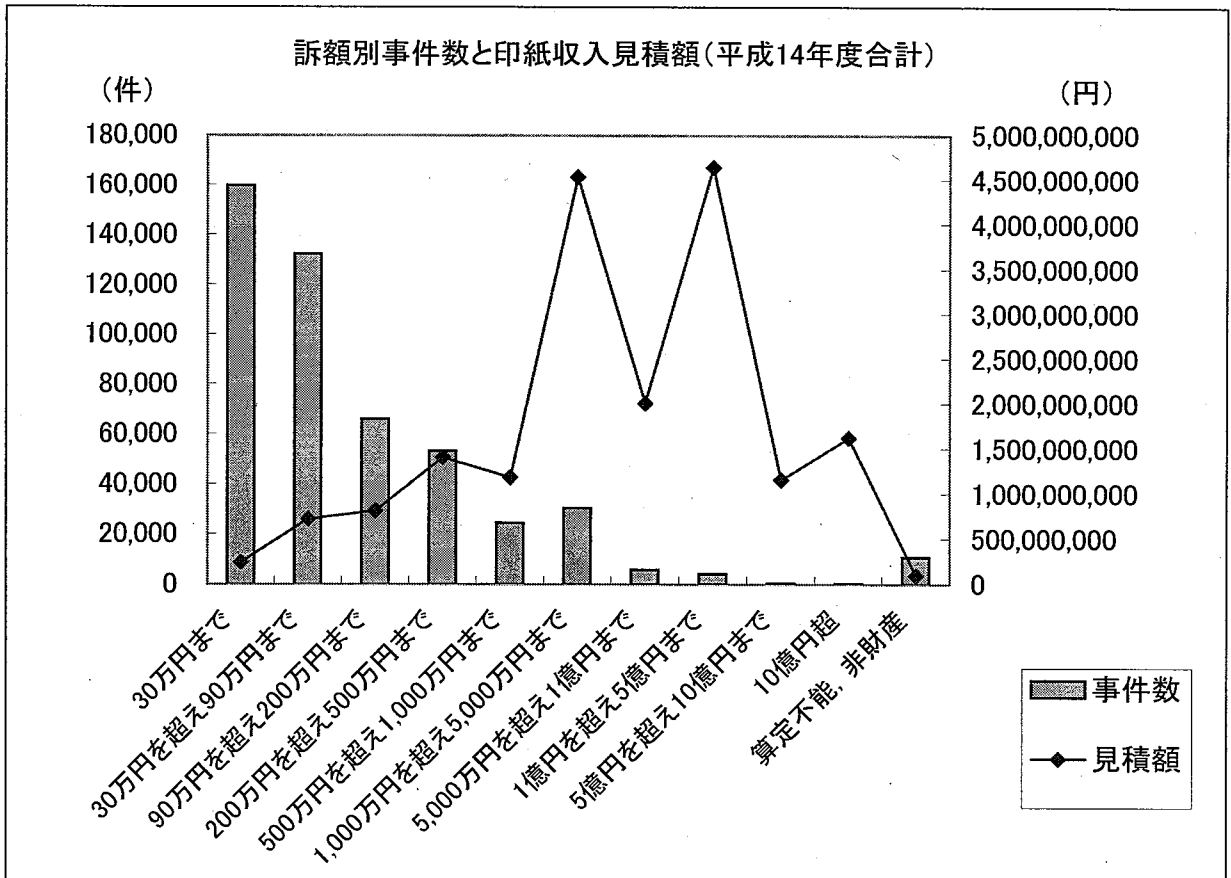
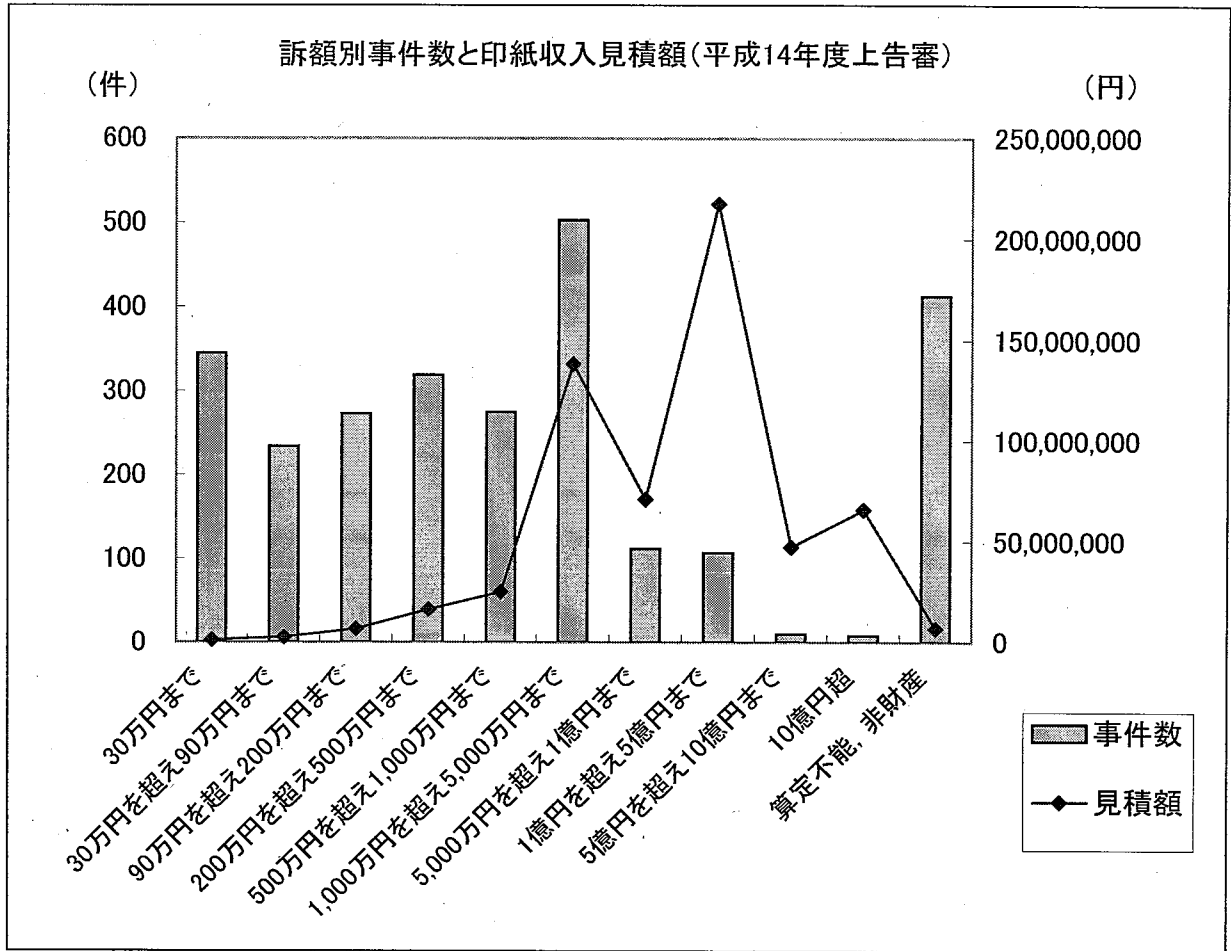
訴訟の目的の価額(円)

平成14年度訴訟事件印紙収入見積額積算表

訴額	第一審			控訴審			上告審			合計		
	手数料算定基礎額	事件数	手数料額 (円)	見積額 (円)	事件数	手数料額 (円)	見積額 (円)	事件数	手数料額 (円)	見積額 (円)	事件数	見積額 (円)
30万円まで	15万円	157,079	1,500	235,618,500	2,289	2,250	5,150,300	345	3,000	1,035,000	159,713	241,803,800 (1.31)
30万円を超え 90万円まで	60万円	130,233	5,400	703,258,200	1,890	8,100	15,309,000	234	10,800	2,527,200	132,357	721,094,400 (3.92)
90万円を超え 200万円まで	145万円	63,464	12,100	767,914,400	2,061	18,150	37,407,200	273	24,200	6,606,600	65,798	811,928,200 (4.41)
200万円を超え 500万円まで	350万円	49,743	25,600	1,273,420,800	3,004	38,400	115,353,600	319	51,200	16,332,800	53,066	1,405,107,200 (7.63)
500万円を超え 1,000万円まで	750万円	21,867	45,600	997,135,200	2,335	68,400	159,714,000	275	91,200	25,080,000	24,477	1,181,929,200 (6.42)
1,000万円を超え 5,000万円まで	3,000万円	25,692	137,600	3,535,219,200	4,165	206,400	859,656,000	503	275,200	138,425,600	30,360	4,533,300,800 (24.62)
5,000万円を超え 1億円まで	7,500万円	4,768	317,600	1,514,316,800	885	476,400	421,614,000	112	635,200	71,142,400	5,765	2,007,073,200 (10.90)
1億円を超え 5億円まで	3億円	3,283	1,017,600	3,340,780,800	707	1,526,400	1,079,164,800	107	2,035,200	217,766,400	4,097	4,637,712,000 (25.19)
5億円を超え 10億円まで	7億5,000万円	364	2,367,600	861,806,400	69	3,551,400	245,046,600	10	4,735,200	47,352,000	443	1,154,205,000 (6.27)
10億円超	15億円	292	4,117,600	1,202,339,200	57	6,176,400	352,054,800	8	8,235,200	65,881,600	357	1,620,275,600 (8.80)
算定不能、非財産	95万円	8,804	8,200	72,192,800	1,525	12,300	18,757,500	413	16,400	6,773,200	10,742	97,723,500 (0.53)
(小計)		465,589		14,504,002,300	18,987		3,309,227,800	2,599		598,922,800	487,175	18,412,152,900

※ 平成14年度一般会計歳入予算概算見積書(最高裁判所作成)による。
 ※ 通常訴訟事件、人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件及び行政訴訟事件を含み、再審事件は含まない。
 ※ 事件数は、平成10年から平成12年の3年間の新受事件数の平均値である。
 ※ 手数料算定基礎額は、訴額帯の中間の訴額としている。なお、訴額が10億円を超える事件については15億円とし、訴額算定不能の場合及び非財産的請求の場合は95万円としている。
 ※ ()内の数字は、総数に占める割合(%)である。





登録免許税の納付方法に関する法令

○ 登録免許税法（昭和四十二年六月十二日法律第三十五号）（抄）

（現金納付）

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付）

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年六月二十六日政令第百四十六号）（抄）

（印紙納付ができる場合）

第十八条 法第二十二条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 登記所の近傍に収納機関が存在しないため当該登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税を法第二十一条の規定により納付することが困難であると法務局又は地方法務局長が認めてその旨を当該登記所に公示した場合
- 二 登記等につき課されるべき登録免許税の額の三万円未満の端数の部分の登録免許税を納付する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、印紙により登録免許税を納付することにつき特別の事情があると登記機関が認めた場合

○ 国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）（抄）

（納付の手續）

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。